

歯科医師臨床研修制度 (研修内容・臨床研修施設・指導体制) の見直し案等

1. 研修内容について

- 到達目標の見直し
 - 卒前・卒後の一貫性
 - 研修歯科医の将来の目標設定(キャリア形成)に資する
 - 基礎的な診療技術の習得が可能
 - 地域包括ケアシステムの中で活躍できる歯科医師の養成
 - 臨床研修施設の特徴を反映した到達目標
- 多様なニーズへの対応(基礎研究枠の検討も含む。)

2. 臨床研修施設について

- 歯科大学における研修体制のあり方
- 病院歯科における臨床研修の充実
- 歯科診療所における臨床研修の充実

3. 指導体制について

- 指導歯科医の要件(更新制の必要性の検討も含む。)
- 指導歯科医講習会のあり方(内容、受講時期等)

歯科医師臨床研修制度改革に関する本日の論点

1. 研修内容について

- ① 到達目標(案)について
- ② 到達目標の必修・選択必修・選択のあり方について
- ③ 研修内容・態度等の評価のあり方(評価方法の標準化、多面評価の推進等)について
- ④ 基礎研究等を希望する研修歯科医への対応について

2. 臨床研修施設について

- ① 大学病院、病院歯科及び歯科診療所間の連携のあり方について
- ② 管理型臨床研修施設(特に大学病院が管理型臨床研修施設になる場合)の協力型臨床研修施設に対する役割について
- ③ 歯科大学病院の指導歯科医の指導歯科医講習会受講について
- ④ 病院歯科・歯科診療所における臨床研修の充実について
 - 4-1 3年連続研修歯科医の受入れがない場合の取扱いについて
 - 4-2 指定取消し後の再指定申請について
- ⑤ 臨床研修施設の歯科医師の指定基準について
- ⑥ 病床を有さない診療所の指定基準について

3. 指導体制について

- ① 指導歯科医の更新制・指導歯科医講習会のあり方について
- ② プログラム責任者の配置について

1. 研修内容 ① 到達目標(案)

「C-1. 基本的診療能力等」に関する内容

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

	必修	選択必修	選択
① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。	●		
② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。	●		
③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。	●		
④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。	●		
⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。	●		
⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。	●		

6 0 0

(2) 基本的臨床技能等

	必修	選択必修	選択
① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。	●		
② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。 a.歯の硬組織疾患 b.歯髄疾患 c.歯周病 d.口腔外科疾患 e.歯質と歯の欠損 f.口腔機能の発達不全、口腔機能の低下	●		
③ 基本的な応急処置を実践する。	●		
④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。	●		
⑤ 診療に関する記録や文書(診療録、処方せん、歯科技工指示書等)を作成する。	●		
⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。	●		

6 0 0

1. 研修内容 ① 到達目標(案)

「C-1. 基本的診療能力等」に関する内容

(3) 患者管理

	必修	選択必修	選択
① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。	●		
② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。(※)	○		
③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。(※)	○		
④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。	●		
⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。		●	

2(4)

1

0

到達目標(案)研修方法についてご意見があった項目

事務局案

○ C-1 (3) ②、③の研修方法について、「必修」としてはどうか。

1. 研修内容 ① 到達目標(案)

「C-1. 基本的診療能力等」に関する内容

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

	必修	選択必修	選択
① ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、説明する。	●		
② 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科医療を提供する。	●		
③ 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。		●	
④ 障害を有する患者への対応を実践する。			●

到達目標(案)の文章についてご意見のあった項目

2 1 1

事務局案

- 「ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、説明する」を「**妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、説明する。**」としてはどうか。
- 「妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科医療を提供する。」を「**各ライフステージ及び全身状態**に応じた歯科医療を提供する。」としてはどうか。

1. 研修内容 ① 到達目標(案)

「C-2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等」に関する項目

(1) 歯科専門職の連携

	必修	選択必修	選択
① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等を連携して実践する。			
② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。			
③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。	●		
	1(3)	0	0

事務局案

- C-2(1)①、②の研修方法について、「必修」としてはどうか。

1. 研修内容 ① 到達目標(案)

「C-2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等」に関する項目

(2) 多職種連携、地域医療

	必修	選択必修	選択
① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。	●		
② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。	●		
③ がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。		●	
④ 歯科専門職が関与する多職種チーム(例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等)について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。		●	
⑤ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。		●	
⑥ 在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。		●	
⑦ 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。		●	
⑧ 離島やへき地における地域医療を経験する。		●	

到達目標(案)の文章についてご意見のあった項目

2

6

事務局案

- 項目の順序を見直して、⑥～⑧を③～⑤の順に、③～⑤を⑥～⑧の順としてはどうか。
- 項目③「がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。」としてはどうか。

1. 研修内容 ① 到達目標(案)

「C-2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等」に関する項目

(3) 地域保健

	必修	選択必修	選択
① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。	●		
② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。	●		
③ 保健所等における地域歯科保健活動を経験する。			●
④ 歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する。			●
	2	0	2

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

	必修	選択必修	選択
① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	●		
② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。	●		
③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	●		
	3	0	0

1. 研修内容 ② 到達目標の必修・選択必修・選択のあり方

○ これまでいただいたご意見(抜粋)

- ・到達目標を達成する指標として、研修期間(時間)や症例数があげられる。
- ・研修期間(時間)の目安があってもよいが、評価とは分けるべきである。
- ・様々な診療行為があり、どのように症例数を数えるか定義は難しい。
- ・到達目標に占める割合、必修は50~75%、選択あるいは選択必修は25~50%を含むとしてはどうか。
- ・病院歯科においても、必修について50%は義務とするべきと考える。

○ 到達目標と必修・選択必修・選択の項目数(現時点案)

	必修	選択必修	選択
C-1. 基本的診療能力等	18	2	1
C-2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等	10	6	2

1. 研修内容 ② 到達目標の必修・選択必修・選択のあり方

事務局案

(「必修」「選択必修」「選択」の考え方について)

- 到達目標については、すべての項目について達成できることが望ましいが、施設の特徴によって「必修」とすることが難しい項目について、「選択必修」又は「選択」としてはどうか。
また、「選択必修」と「選択」については、当該項目に関する研修が実施可能な施設の状況を勘案し、より実施できる施設が少ないと考えられる項目を「選択」としてはどうか。

(「必修」「選択必修」「選択」の選択方法について)

- 「必修」について、到達目標を達成するのに必要な症例数の50%以上を含むこととしてはどうか。
- 「選択必修」について、「C-1」から1項目以上、「C-2」から2項目以上を含むこととしてはどうか。
- 現時点案(内容、全体の構成等)を踏まえて、「選択必修」と「選択」の項目について改めて確認してはどうか。

必要症例数のイメージ例

(必要症例数のイメージ1)

必修(75%)

選択必修
(+選択)

… 無床診療所など

(必要症例数のイメージ2)

必修(50%)

選択必修(+選択)

… 病院歯科など

1. 研修内容 ③ 研修内容・態度等の評価のあり方

○ これまでいただいたご意見(抜粋)

- ・研修評価は、量的な評価(経験した症例数)と質的な評価(研修歯科医が記載した日報に対し、指導歯科医が行った評価)の2種類で行っている。
- ・協力型では、指導歯科医によって評価基準や指導方法も異なり様々な考え方があるが、オリエンテーションや研修管理委員会等を用いて、評価のキャリブレーション、すりあわせを行っている。
- ・研修修了時にどのレベルまで到達しているべきか、どう評価したらよいか、というガイドラインがあると運用しやすい。

360度評価(多面的な評価)について—医師臨床研修

- 研修医の真正な評価には、医師以外の医療職種や患者・家族などからの評価も含めた、いわゆる「360度評価」が望ましい。評価にあたる指導者には、少なくとも看護師を含むことが望まれる。

『医師臨床研修指導ガイドライン—2020年度版—』

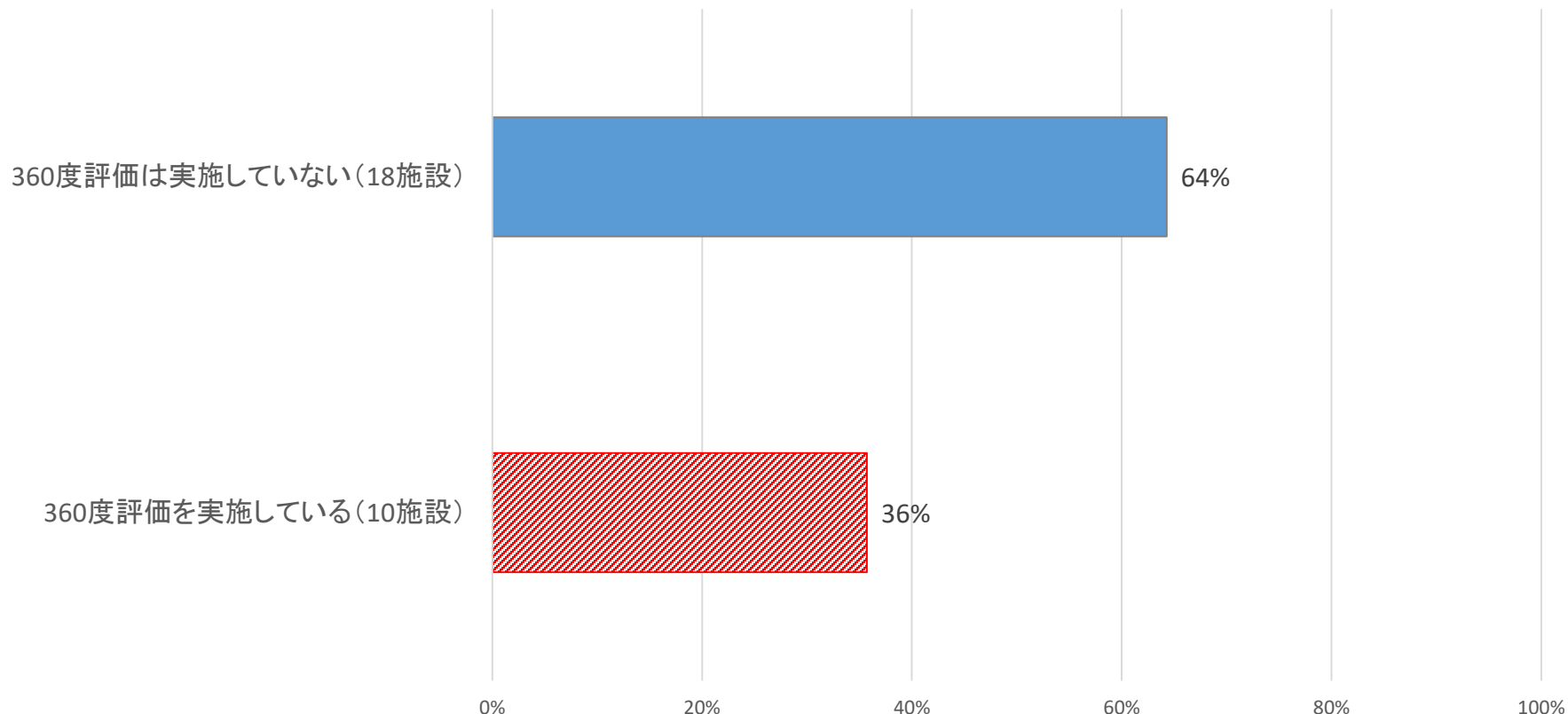
- 指導医は、担当する分野における研修期間中、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握し、研修医に対する指導を行い、担当する分野における研修期間の終了後に、研修医評価票(様式14～16)を用いて、研修医の評価をプログラム責任者に報告すること。
 - (ア) 指導医は、研修医の評価に当たっては、当該研修医の指導を行い、又は研修医と共に業務を行った医師、看護師その他の職員と十分情報を共有し、各職員による評価を把握した上で、責任をもって評価を行わなければならないこと。
 - (イ) 指導医は研修医と十分意思疎通を図り、実際の状況と評価に乖離が生じないように努めなければならないこと。
 - (ウ) 研修医による指導医の評価についても、指導医の資質の向上に資すると考えられることから、実施することが望ましいこと。

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について
平成15年6月12日付け医政発第0612004医政局長通知(一部改正平成31年3月29日)

360度評価(多面的な評価)の実施状況

○ 360度評価を実施している歯科大学病院は28施設中10施設(36%)であった。

360度評価(多面的な評価)の実施状況(回答施設数:28施設、複数回答)



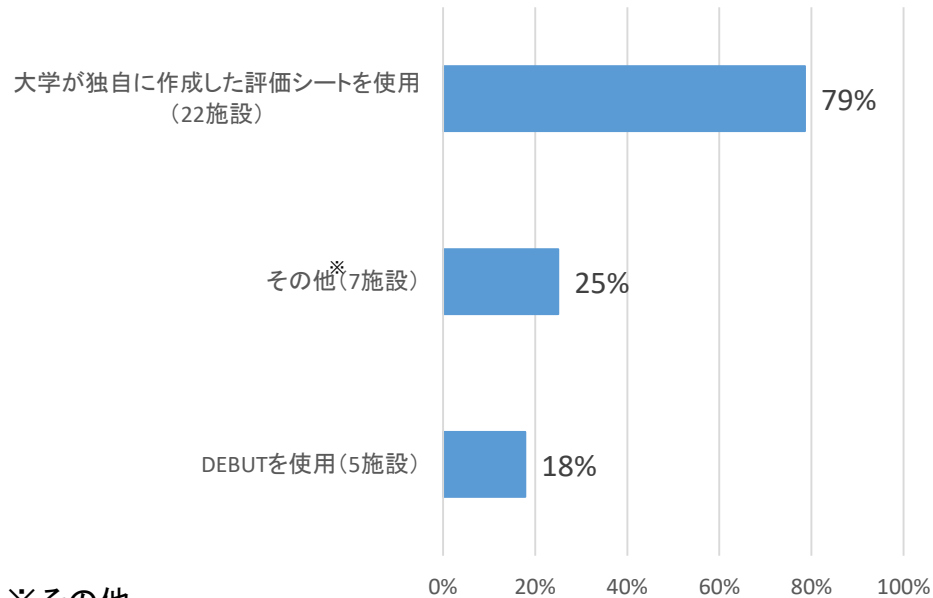
調査方法: 一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施
回答施設: 歯科大学(歯学部)附属病院
又は歯科大学に附属する臨床研修施設
調査期間: 令和元年8月

(医政局歯科保健課調べ)

到達目標に対する評価

- 「単独型・管理型臨床研修施設として受け入れている研修歯科医に対する評価の方法」について、「大学が独自に作成した評価シートを使用」と回答した歯科大学病院は28施設中22施設(79%)であった。
- 到達目標に対し、「定期的な評価を実施している」と回答した歯科大学病院は28施設中25施設(89%)であった。

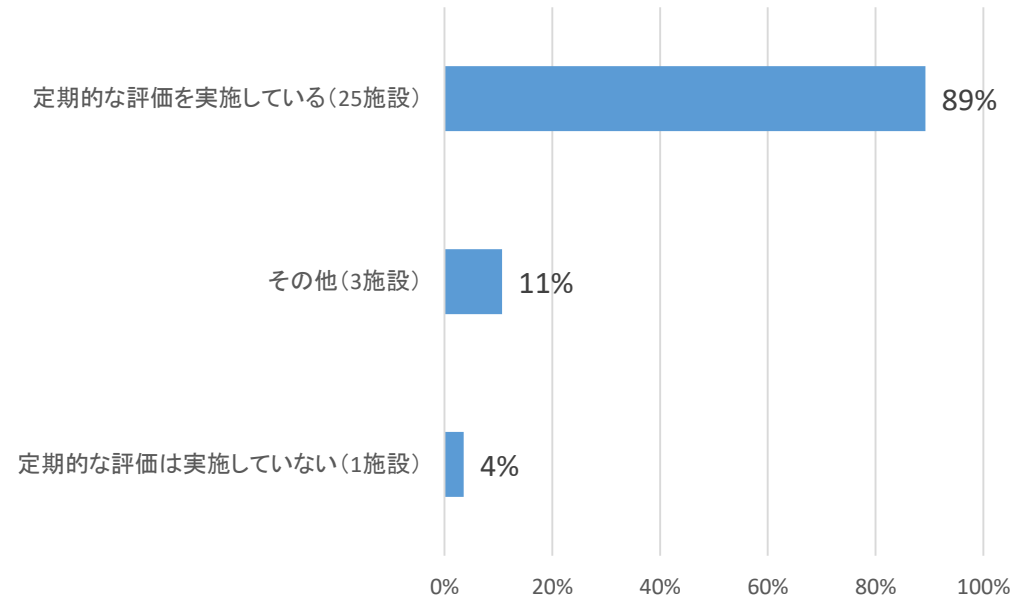
単独型・管理型臨床研修施設として受け入れている研修歯科医に対する評価の方法(回答施設数:28施設、複数回答)



※その他

- ・e-logbookを利用(卒前臨床実習とリンク)
- ・各診療科がそれぞれ症例数、レポート等で評価を行い、それらを取り纏めて総合評価を行う。
- ・大学病院のカリキュラム到達度評価表及びポートフォリオによる評価
- ・週報の提出、症例発表
- ・約2か月に1回 チューターによる全担当患者に対する内容チェック指導を行い評価 等

到達目標に対する定期的な評価(中間評価など)の実施状況(回答施設数:28施設、複数回答)



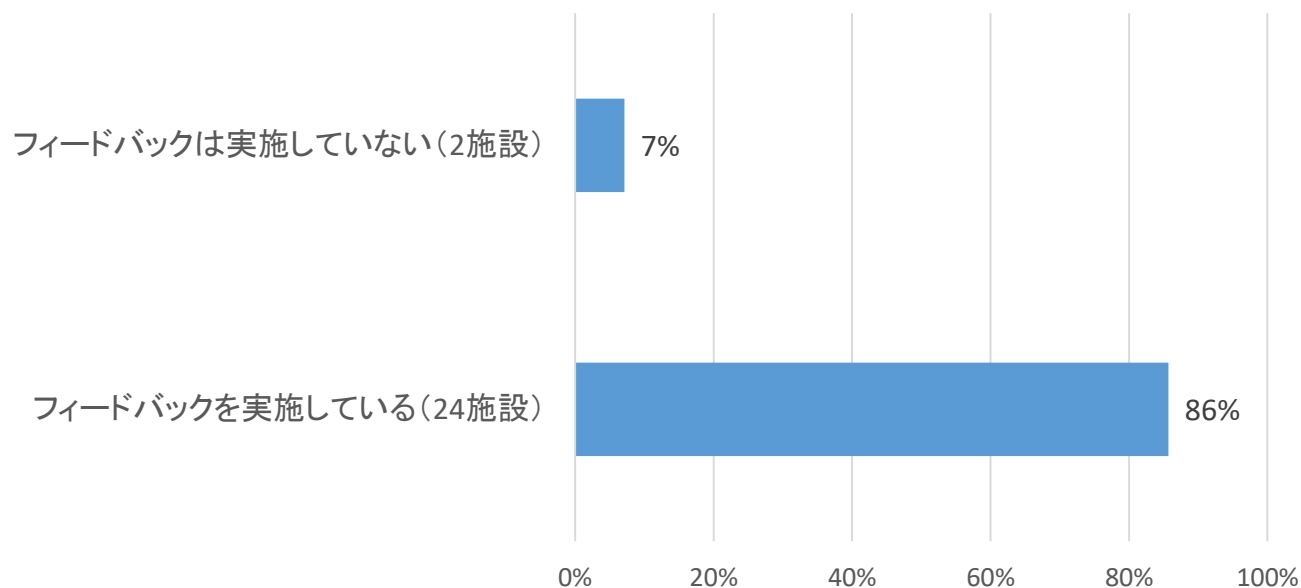
調査方法: 一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施
回答施設: 歯科大学(歯学部)附属病院
又は歯科大学に附属する臨床研修施設
調査期間: 令和元年8月

(医政局歯科保健課調べ)

到達目標に対する評価(続き)

- 定期的な評価を実施し、研修歯科医に「フィードバックを実施している」と回答した歯科大学病院は28施設中24施設(86%)であった。

定期的な評価を実施している大学病院のうち、研修歯科医への
フィードバック実施状況
(回答施設数:28施設、複数回答)



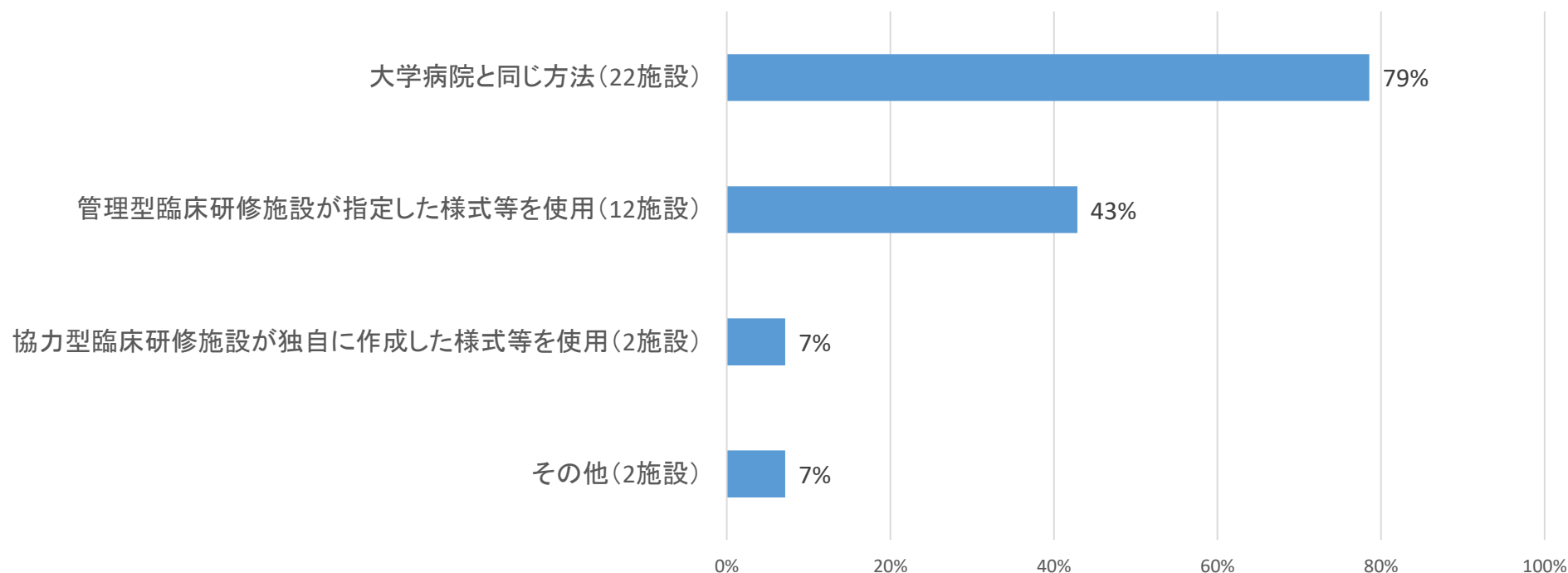
調査方法: 一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施
回答施設: 歯科大学(歯学部)附属病院
又は歯科大学に附属する臨床研修施設
調査期間: 令和元年8月

(医政局歯科保健課調べ)

協力型臨床研修施設における研修内容の評価方法

- 協力型臨床研修施設における研修内容の評価方法について、「大学病院と同じ方法」と回答した歯科大学病院は28施設中22施設(79%)、「管理型臨床研修施設が指定した様式等を使用」と回答した歯科大学病院は28施設中12施設(43%)、「協力型臨床研修施設が独自に作成した様式等を使用」と回答した歯科大学病院は28施設中2施設(7%)であった。

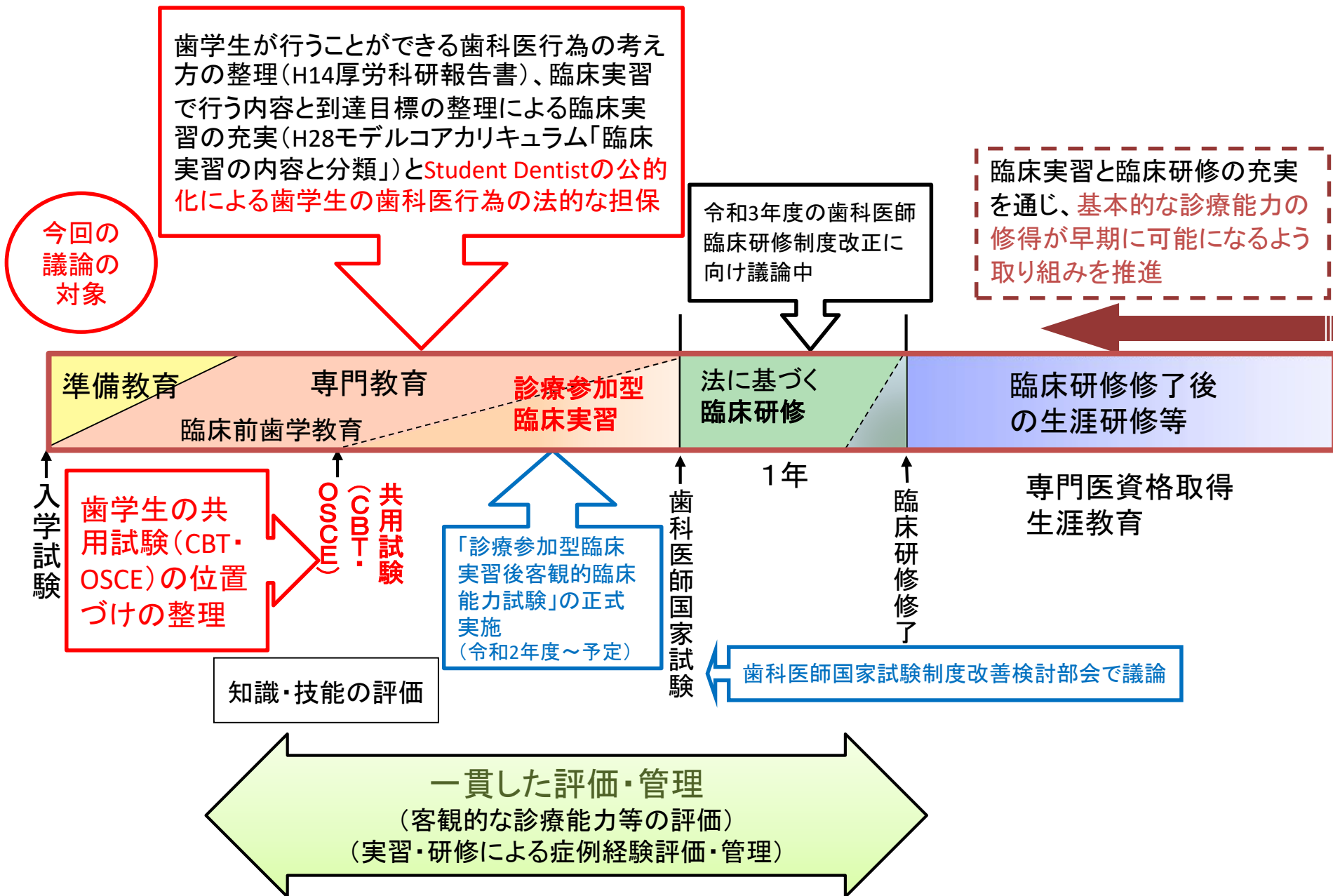
協力型臨床研修施設における研修内容の評価の方法(回答施設数:28施設、複数回答)



調査方法: 一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施
回答施設: 歯科大学(歯学部)附属病院
又は歯科大学に附属する臨床研修施設
調査期間: 令和元年8月

(医政局歯科保健課調べ)

シームレスな歯科医師養成に向けた改革全体案



1.研修内容 ③ 研修内容・態度等の評価のあり方

事務局案

- 360度評価(多面的な評価)を推進してはどうか。
- 協力型臨床研修施設等における評価のあり方についても引き続き検討することとしてはどうか。
- シームレスな歯科医師養成に向けた議論が開始されていることも踏まえ、評価方法の標準化・内容について引き続き検討することとしてはどうか。

1. 研修内容 ④ 基礎研究等を希望する研修歯科医への対応について

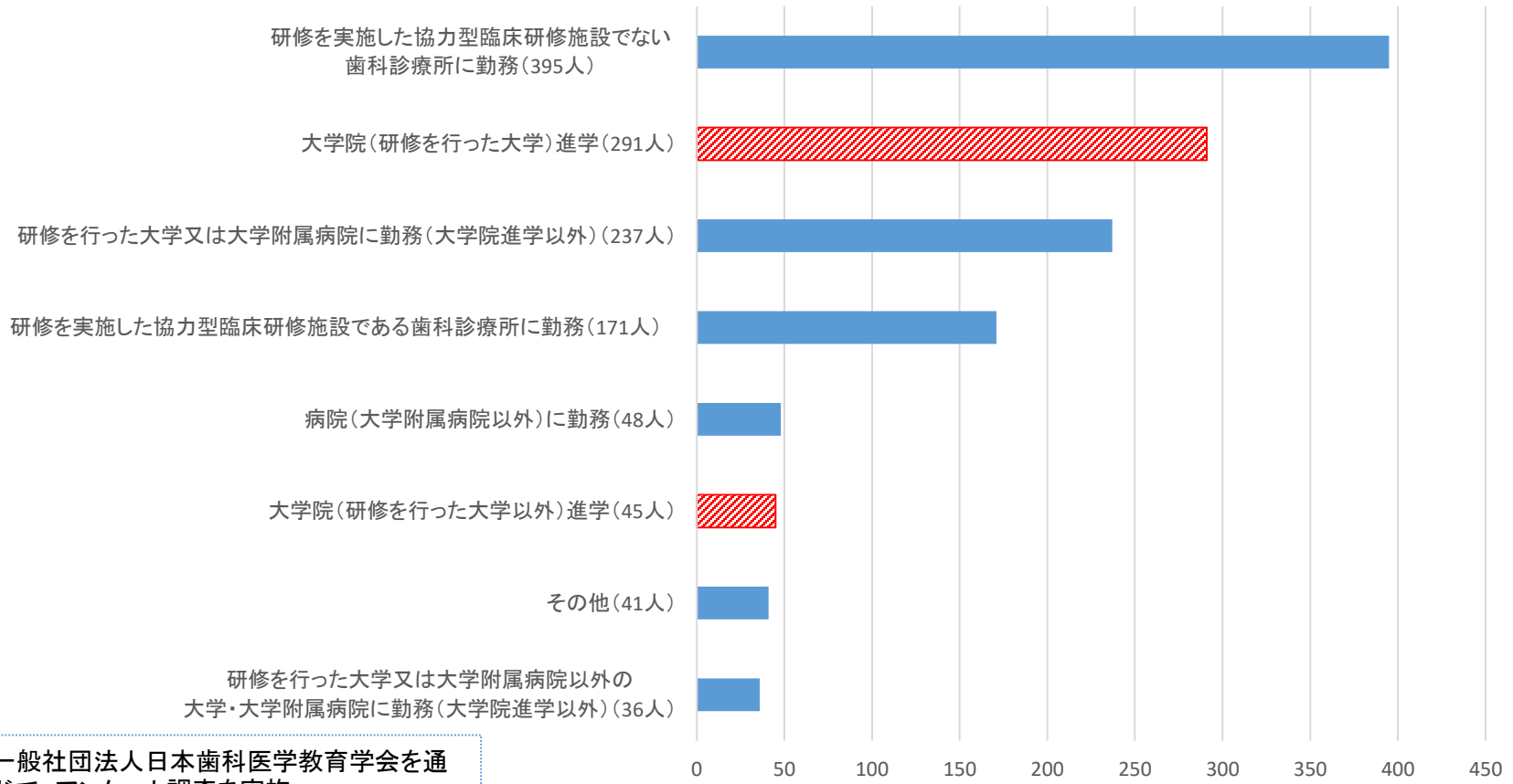
○ これまでいただいたご意見(要約)

- ・研究をある程度視野に入れないと、歯科界でイノベーションが起こらなくなる。
- ・1年の研修期間内に研究をどのように組み込むかは、難しい面があるのではないか。
- ・大学院と研修、社会人大学院のような形も、もう少し考えようがあるのではないか。

研修修了後の研修歯科医の進路(昨年度研修修了時)

- 昨年度、大学のプログラムで臨床研修を修了した研修歯科医で施設が把握していた1264人のうち、大学院へ進学した研修歯科医は336人であった。

昨年度の研修修了時の研修歯科医の進路先とその人数
(回答施設数:28施設、人数合計:1,264人)

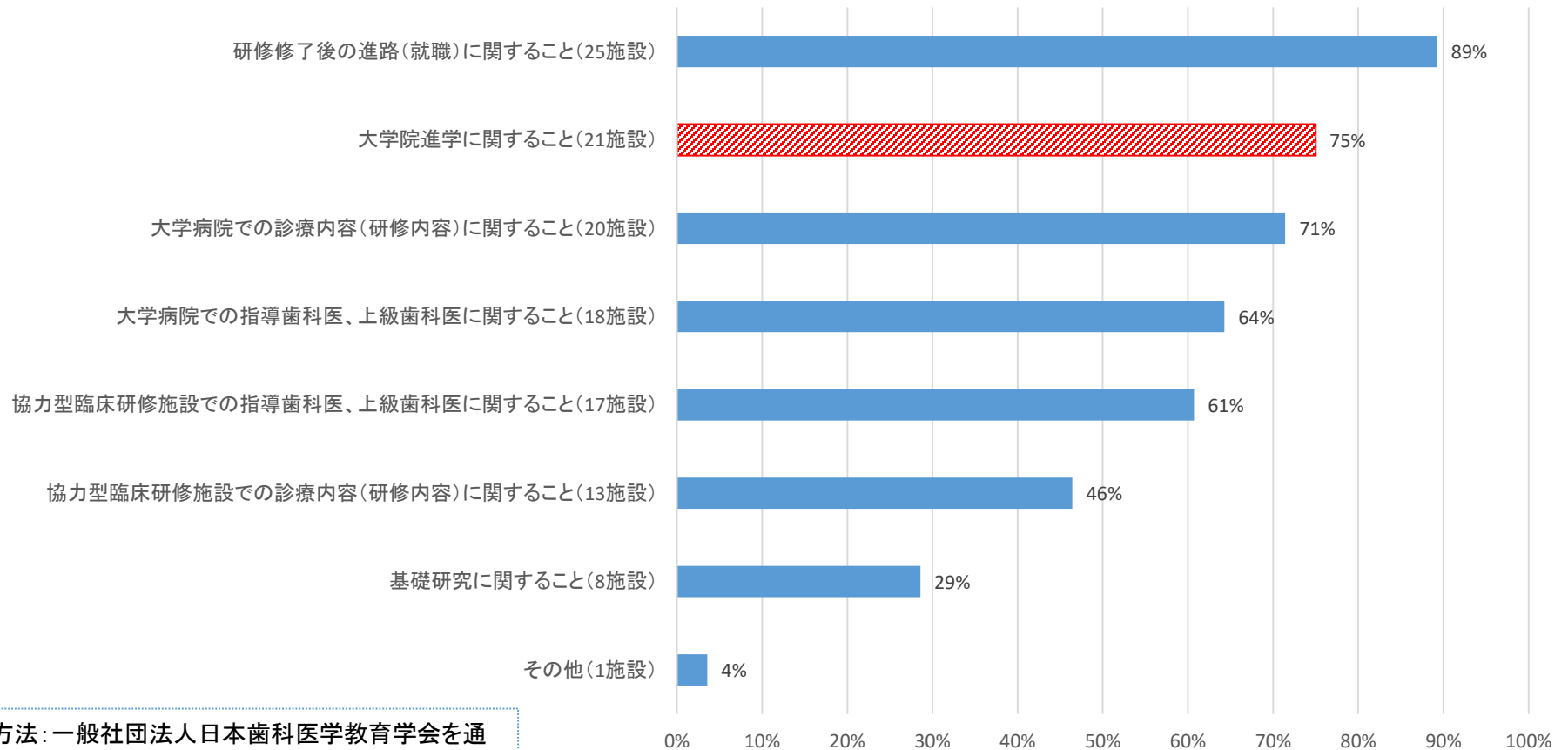


調査方法: 一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施
回答施設: 歯科大学(歯学部)附属病院
又は歯科大学に附属する臨床研修施設
調査期間: 令和元年8月

大学に寄せられた研修歯科医からの相談内容(昨年度の状況)

- 研修歯科医からの相談内容のうち、「大学院進学に関すること」と回答した歯科大学病院は28施設中21施設(75%)であった。

研修歯科医からの相談内容 (回答施設数:28施設、複数回答)



調査方法: 一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施

回答施設: 歯科大学(歯学部)附属病院
又は歯科大学に附属する臨床研修施設

調査期間: 令和元年8月

(医政局歯科保健課調べ)

医師臨床研修における「基礎研究医プログラム」について

過去直近3年間の研修医の採用実績が平均25人以上の基幹型臨床研修病院である大学病院(本院に限る)は、次の手続きを行うことを条件に、**基礎医学に意欲があり、基礎医学系の大学院に入学する医師を対象とした臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム(以下「基礎研究医プログラム」という。)**を設けることができること。

- ① 基幹型臨床研修病院の開設者は、基礎研究医プログラムの研修を開始しようとする年度の前々年の10月31日までに、プログラム設置に関する届出書(様式7-2)を当該病院の所在地を管轄する都道府県知事に提出すること。
- ② 基礎研究医プログラムは次に掲げる設置要件を満たすものであること。
 - (i) プログラム開始時に、**所属する基礎医学系の教室を決定し、オリエンテーションを行うこと。**
 - (ii) **選択研修期間に、16週以上、24週未満の基礎医学の教室に所属する期間を用意すること。**
 - (iii) 基礎医学研修を開始する前に、臨床研修の到達目標の到達度の評価を行うこと。
 - (iv) **臨床研修後、4年以内を目処に、作成した基礎医学の論文を、研修管理委員会に提出すること。**
 - (v) 臨床研修修了後に、プログラム修了者の到達目標の達成度と臨床研修後の進路を管轄する地方厚生局に報告すること。
- ③ 届出書には、当該病院の基礎研究医プログラムが②の要件及び⑤の基準を満たしていることを証明する書類を添付すること。
- ④ 都道府県知事は、①の届出内容を届出のあった年度の11月30日までに厚生労働大臣に情報提供すること。
- ⑤ 基礎研究医プログラムの届出に当たり、**募集定員は、原則1名とするが、当該プログラムを実施する施設が次の基準を全て満たしている場合は最大5名まで、1つ基準を満たしていない場合は最大3名まで、3つ以上基準を満たしていない場合は0名とする**こと。
 - (i) 基礎系の教室を通じて基礎医学研究歴7年以上の複数の指導者(医師)が指導できるキャリア支援体制が確保されている。
 - (ii) 当該プログラムの修了者に魅力あるキャリアパスを複数提示している。
 - (iii) 論文指導を行う環境あり、学会発表の機会が用意されている。
 - (iv) 年間受託している基礎医学分野の科学研究費助成事業と国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)対象事業の予算の合計が8,000万円を超えている。
 - (v) 基礎医学分野でImpact Factor 15以上の論文が過去3年間にある。
- ⑥ 都道府県知事は、当該プログラムの研修医を募集する年度の4月30日までに地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、当該プログラムの募集定員を定め、当該病院に通知すること。
- ⑦ 当該プログラムの研修医の募集及び採用の決定は、医師臨床研修マッチング前に行うことができること

事務局案

- 歯科医師臨床研修は、研修期間が1年以上となっており、1年間のプログラムが大半である現状を踏まえ、医師臨床研修の「基礎研究医プログラム」に相当する規定は設けないこととしてはどうか。
- 研修歯科医が基礎研究等に意欲があり、大学の受け入れ環境が整っている場合は、研修に支障が出ないこと(研修の時間外に基礎研究等を行う場合等)を前提に基礎研究等を行うことを認めることとしてはどうか。

2. 臨床研修施設 ① 大学病院、病院歯科及び歯科診療所間の連携のあり方

○ これまでいただいたご意見(要約)

- ・連携型は協力型が管理をしないといけませんが、協力型の負担が大きい。書類の手続きも煩雑であり、申請まで行きつかなかった。
- ・管理型6ヶ月と協力型6ヶ月の研修プログラムで、管理型の期間中に全身管理研修を組み込んでいる。協力型へ出向中は一般歯科のみの研修になってしまうので、連携型を利用してその期間中に、病院歯科での研修(週1回など、規定を超えない範囲で)を入れたいと思って、提案したことがあるが実現しなかった。
- ・ある施設が1プログラム内で協力型となると、その施設は連携型になれないという縛りがあるので、そのあたりの運用をもう少しフレキシブルにしてはどうか。
- ・現行制度では協力型から研修協力施設へ出向することはできないが、連携型と研修協力施設を併せて仕組みを見直したほうがよいのではないか。
- ・大学病院では訪問診療の件数を確保したり、指導体制を構築するのはなかなか難しい。

臨床研修施設の要件(概要)

臨床研修施設		研修期間	指導歯科医 (*)	常に勤務する 歯科医師	備考
単独型	指定	12月	1名以上	3名以上	
管理型	指定	連続した 3月以上	1名以上	2名以上	3月を超える期間については1月単位として連続しなくともよい。
協力型	指定	連続した 3月以上	1名以上	2名以上	一定の条件を満たす場合(グループ化による研修)は連続性を考慮しなくてもよい。
連携型	指定	5日以上 30日以内	1名以上	1名以上	・グループ化研修が前提 ・別プログラムが必要
研修協力施設	登録	合計 1月以内	(規定なし)		へき地・離島診療所、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字血液センター、各種検診・健診の実施施設等

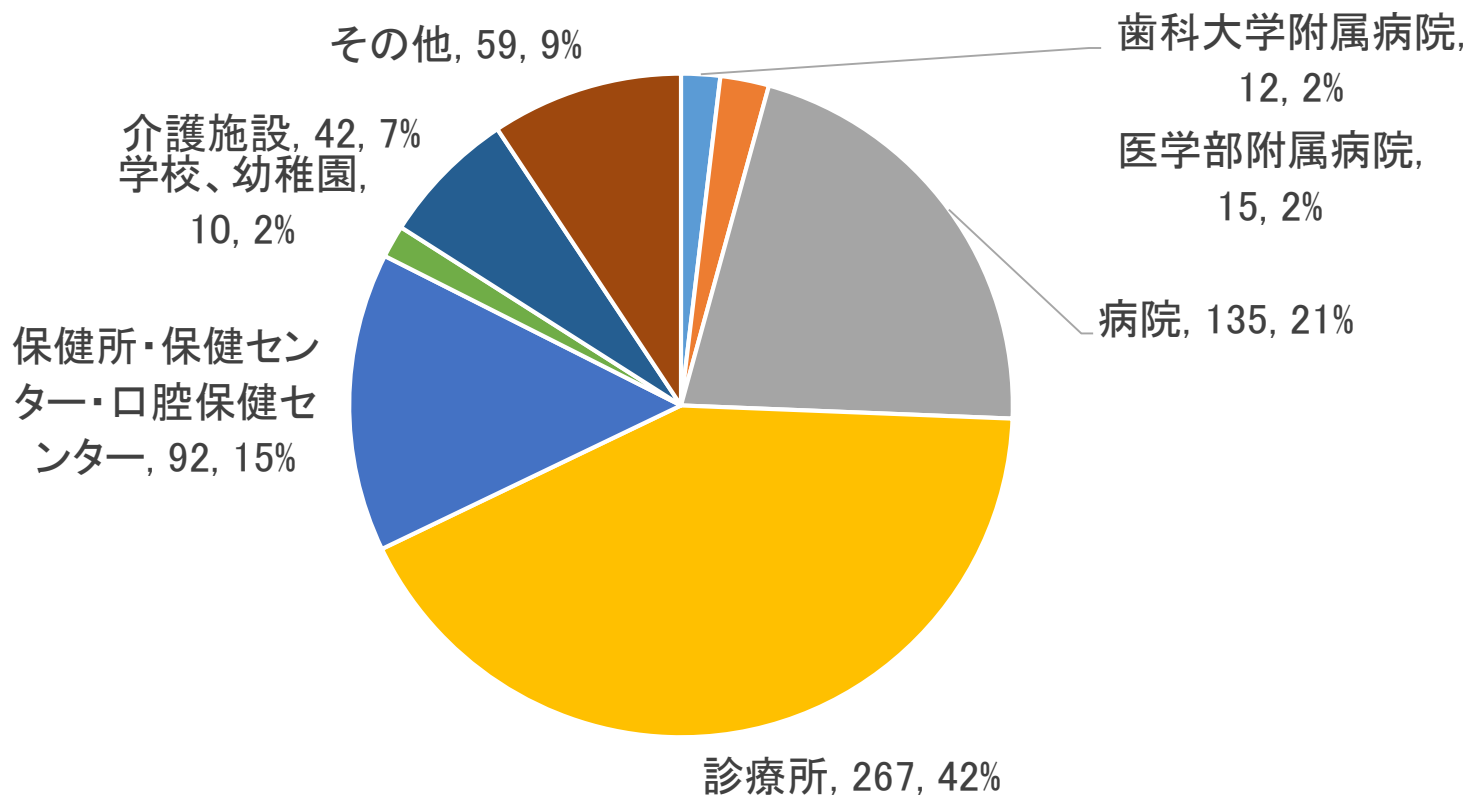
(*)同時に受入れる研修歯科医数が、指導歯科医数の2倍を超えないこと。

- ・ 曜日、週又は月を単位とし異なる研修施設で研修する。
- ・ 研修の期間は3ヶ月以上とする。
- ・ 特長を活かし、効果的な研修が実施できるよう、研修スケジュールを配慮する。
- ・ 協力型のみ、あるいは協力型および連携型で構成される。
- ・ 協力型を必ず含み、5施設以下とする。
- ・ 臨床研修施設の所在は研修歯科医の負担にならないよう地域性に考慮する。
- ・ 研修を行うにあたり、研修を実施する協力型の一つが代表となって、臨床研修間の調整を行う。
- ・ 原則として全ての臨床研修施設において研修する。
- ・ 別途、専用の研修プログラムを作成する必要がある。

研修協力施設の状況

- 研修協力施設として登録されている施設数は632施設であった。
- 施設種別にみると、約68% (429施設) が医療機関であり、歯科大学附属病院や医学部附属病院も含まれている。

<研修協力施設の内訳>

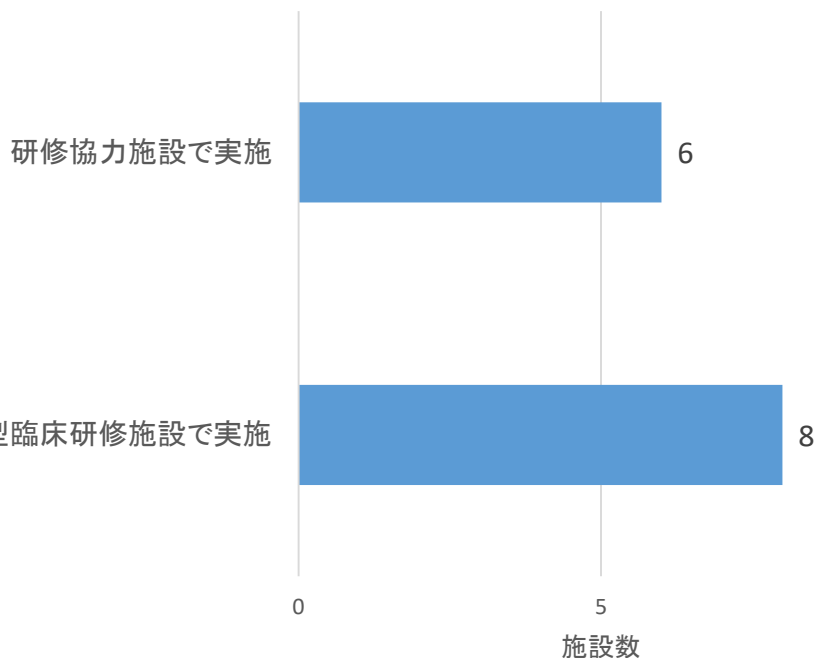


(平成31年3月31日時点、医政局歯科保健課調べ)

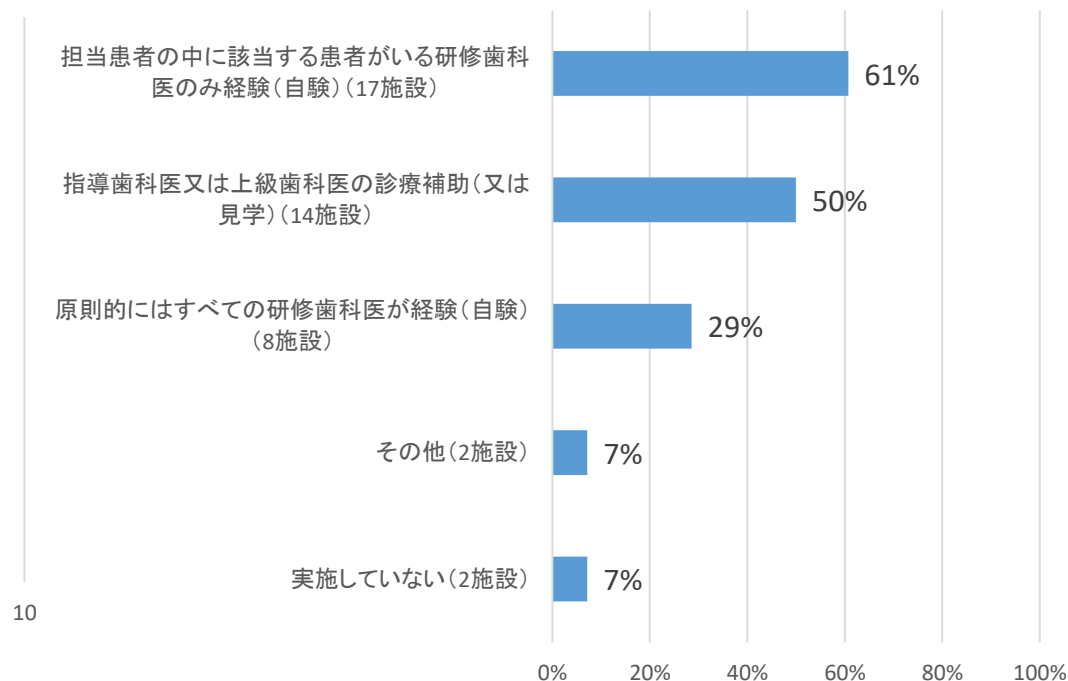
歯科大学病院における訪問歯科診療と全身管理研修の実施状況

- 大学病院で訪問歯科診療を実施できない場合は、協力型臨床研修施設又は研修協力施設で研修を行っていた。
- 全身管理研修のうち、モニタリングが必要な外来患者に対する研修は、自験や診療補助を含め、ほとんどの歯科大学病院で実施していた。

歯科大学病院で訪問歯科診療を行わない場合の訪問歯科診療研修状況(回答施設数:9施設、複数回答)



モニタリングが必要な外来患者に対する研修の実施状況(回答施設数:28施設、複数回答)



調査方法: 一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施
 回答施設: 歯科大学(歯学部)附属病院
 又は歯科大学に附属する臨床研修施設
 調査期間: 令和元年8月

2. 臨床研修施設 ① 大学病院、病院歯科及び歯科診療所間の連携のあり方

事務局案

- 連携型臨床研修施設の指定基準を見直し、歯科診療の研修を実施する施設として、協力型臨床研修施設2(仮)とし、指導体制や連携方法をより明確にしてはどうか。
- 研修協力施設のあり方を見直してはどうか。

<協力型臨床研修施設2(仮)>

- ① 全身管理に関する研修を含め、歯科診療(歯科健診等の年に数回の研修を除く)の研修を実施する施設とする。
- ② 協力型臨床研修施設2(仮)の管理は管理型臨床研修施設が行う。
- ③ 協力型臨床研修施設2(仮)は、1プログラム内で、協力型臨床研修施設であり、協力型臨床研修施設2(仮)であることを認める。
- ④ 管理型臨床研修施設と協力型臨床研修施設2(仮)で臨床研修施設群を構成し、グループ化研修を前提としないプログラムも認める。(管理+協力のみ/管理+協力+協力2/管理+協力2のみ)
- ⑤ 協力型臨床研修施設2(仮)の研修期間は5日以上30日以内とする。
- ⑥ 常に勤務する歯科医師が1名以上であり、指導歯科医を置くこととする。

臨床研修施設の指定基準(案)

臨床研修施設		研修期間	指導歯科医 (*)	常に勤務する 歯科医師	備考
単独型	指定	12月	1名以上	3名以上	
管理型	指定	連続した 3月以上	1名以上	2名以上	3月を超える期間については1月単位として連続しなくともよい。
協力型	指定	連続した 3月以上	1名以上	2名以上	一定の条件を満たす場合(グループ化による研修)は連続性を考慮しなくてもよい。
協力型2(仮)	指定	5日以上 30日以内	1名以上	1名以上	・歯科診療を行う医療機関 ・管理型+協力型2(仮)の研修も可 ・グループ化研修を前提としない
(連携型)					・グループ化研修が前提 ・別プログラムが必要
研修協力施設	登録	合計 1月以内	(規定なし)		へき地・離島診療所、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字血液センター、各種検診・健診の実施施設等

(*) 同時に受入れる研修歯科医数が、指導歯科医数の2倍を超えないこと。

○ これまでいただいたご意見(要約)

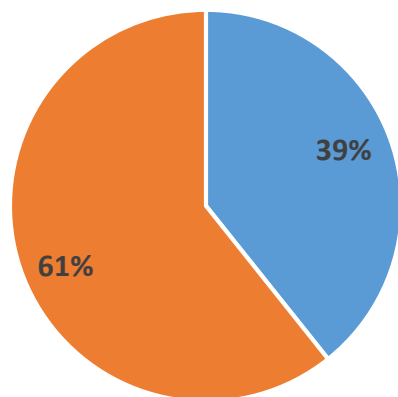
- ・研修歯科医が記載したポートフォリオなどに対して、適切なフィードバックをきちんと行っている施設を高く評価できるような評価システムをつくる必要があるのではないか。
- ・管理型臨床研修施設は、協力型臨床研修施設等に対して、研修管理委員会主催のセミナー等を実施し、指導方法の確認や連絡体制の強化に努める必要があるのではないか。

問題があると思われる協力型臨床研修施設について

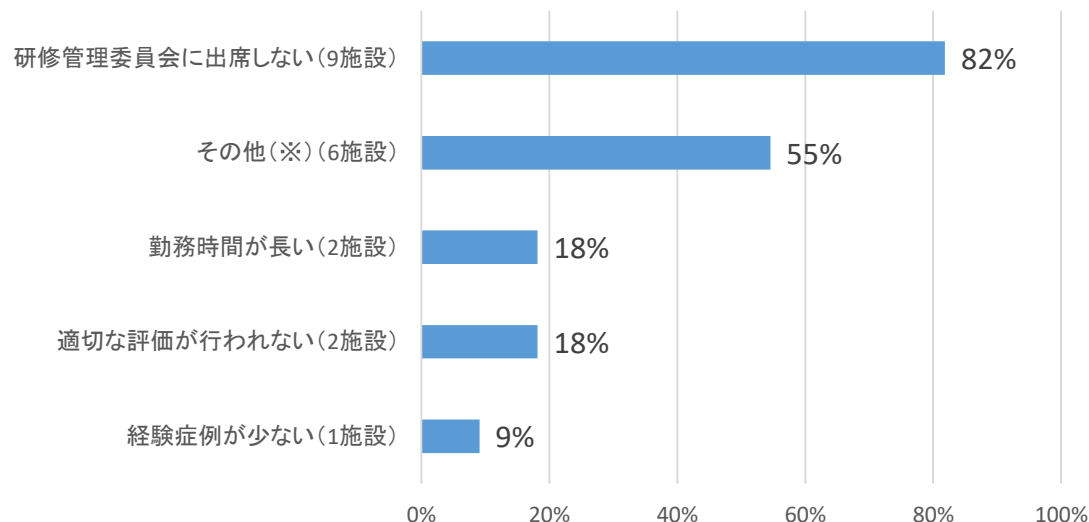
- 「問題がある施設がある」と回答した歯科大学病院は28施設中11施設(39%)であった。
- 「問題がある施設」の具体的な内容としては、研修管理委員会に出席しないことが最も多く挙げられた。

問題があると思われる協力型臨床研修施設の有無

- 問題がある施設がある(11施設)
- 問題がある施設は特にない(17施設)



「問題がある施設がある」と回答した場合、具体的な内容 (回答施設数:11施設、複数回答)



調査方法: 一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施
回答施設: 歯科大学(歯学部)附属病院
又は歯科大学に附属する臨床研修施設
調査期間: 令和元年8月

(※) 指定案件を満たさなくなった時に、報告・相談がなかった同一法人の診療所で研修させる施設が過去にあった年次報告書等の事務的書類の作成不備または虚偽、未提出歯科医師臨床研修制度への知識不足等

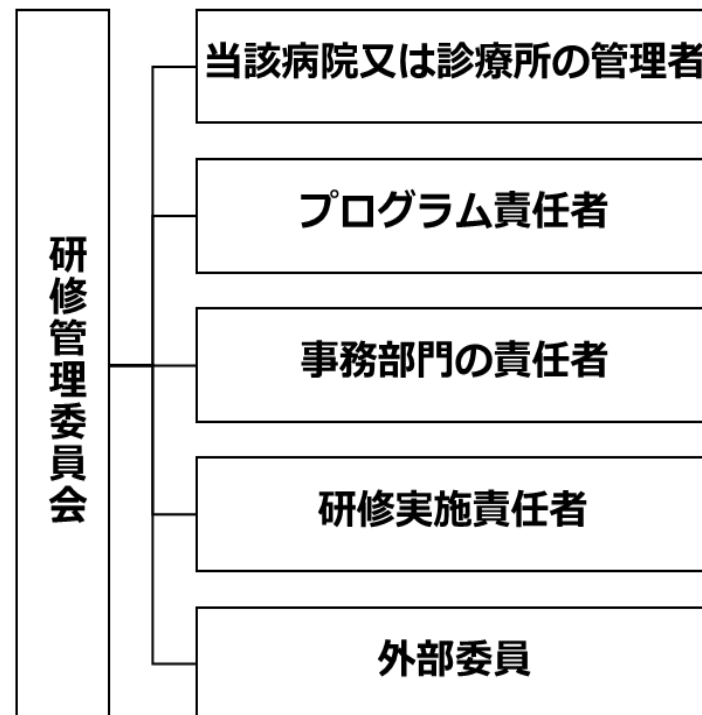
(医政局歯科保健課調べ)

研修管理委員会(単独型・管理型)

臨床研修を行う病院又は診療所において、臨床研修の実施を管理統括する機関

役割

- 臨床研修の実施を統括管理
- 研修プログラムの作成
- プログラム相互間の調整
- 研修歯科医の管理
(採用、中断、修了の評価)
- 各臨床研修施設における実施状況や
受入状況の把握



事務局案

- 管理型臨床研修施設に設置する研修管理委員会の機能強化を図り、協力型臨床研修施設等に対して適切な管理や評価を行うこと等、その役割をより明確にしてはどうか。
 - 協力型臨床研修施設等の指導歯科医に対するセミナーを主催する等

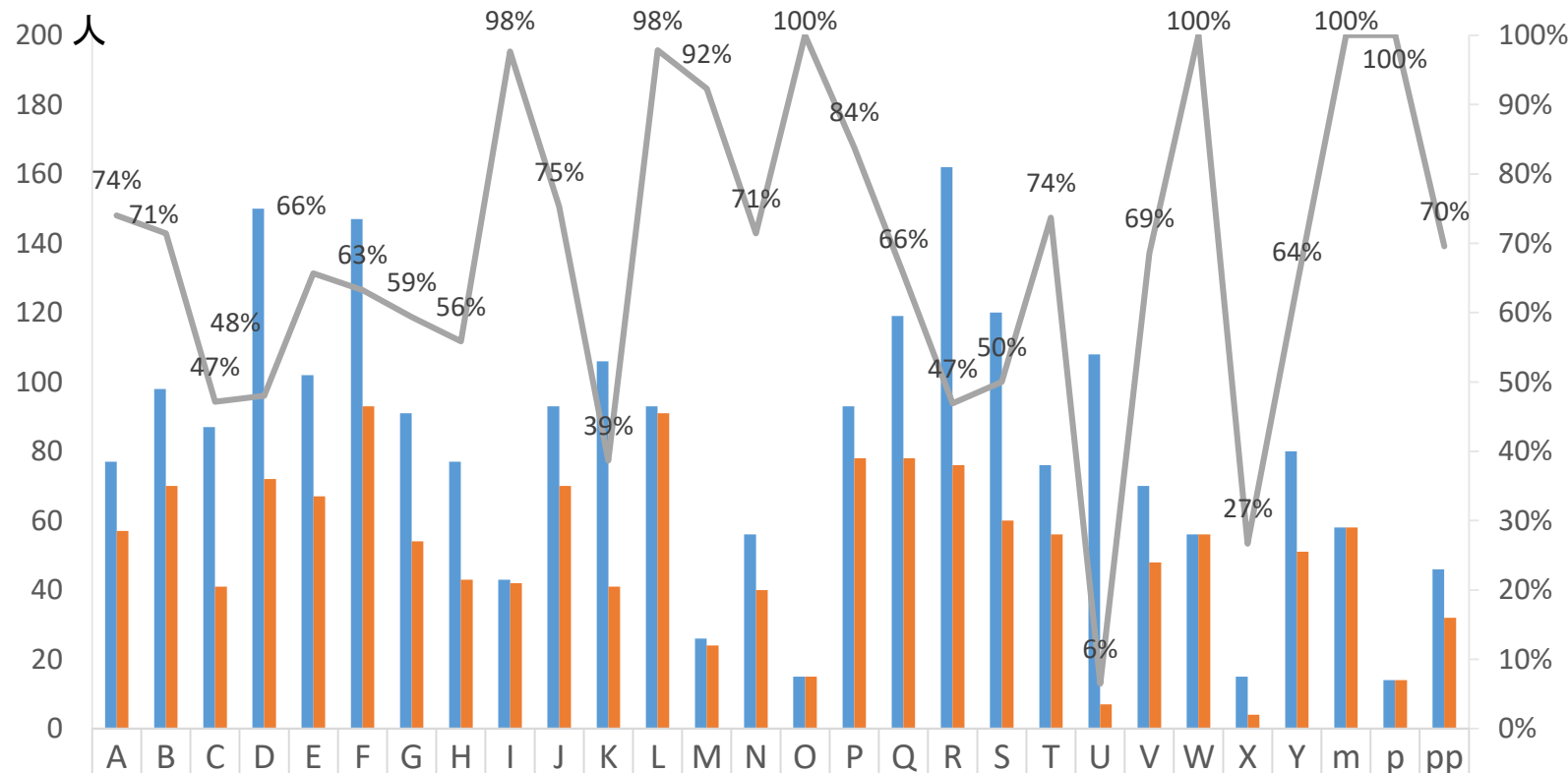
2. 臨床研修施設 ③ 歯科大学病院の指導歯科医について

○ これまでいただいたご意見(要約)

- ・大学病院の指導歯科医について指導歯科医講習会の受講を義務付けてはどうか。
- ・大学の教員はカリキュラムプランニングの中で、ワークショップを受講している。そのような講習会を指導歯科医講習会とみなしてもらいたい。

歯科大学病院における指導歯科医講習会受講者の状況

○ 指導歯科医のうち指導歯科医講習会を受講していた者は指導歯科医全体で68%であったが、施設によってばらつきがみられた。



■ 総指導歯科医(人)	77	98	87	150	102	147	91	77	43	93	106	93	26	56	15	93	119	162	120	76	108	70	56	15	80	58	14	46
■ 指導歯科医講習会受講者(人)	57	70	41	72	67	93	54	43	42	70	41	91	24	40	15	78	78	76	60	56	7	48	56	4	51	58	14	32

調査方法: 一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施
 回答施設: 歯科大学(歯学部)附属病院
 又は歯科大学に附属する臨床研修施設
 調査期間: 令和元年8月

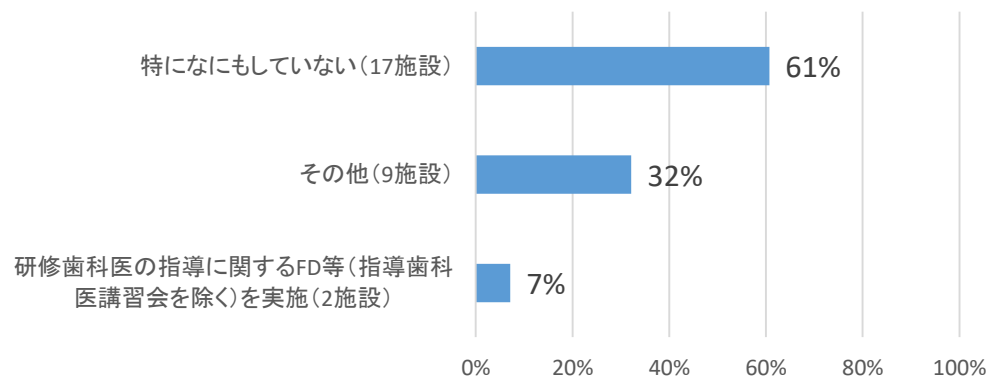
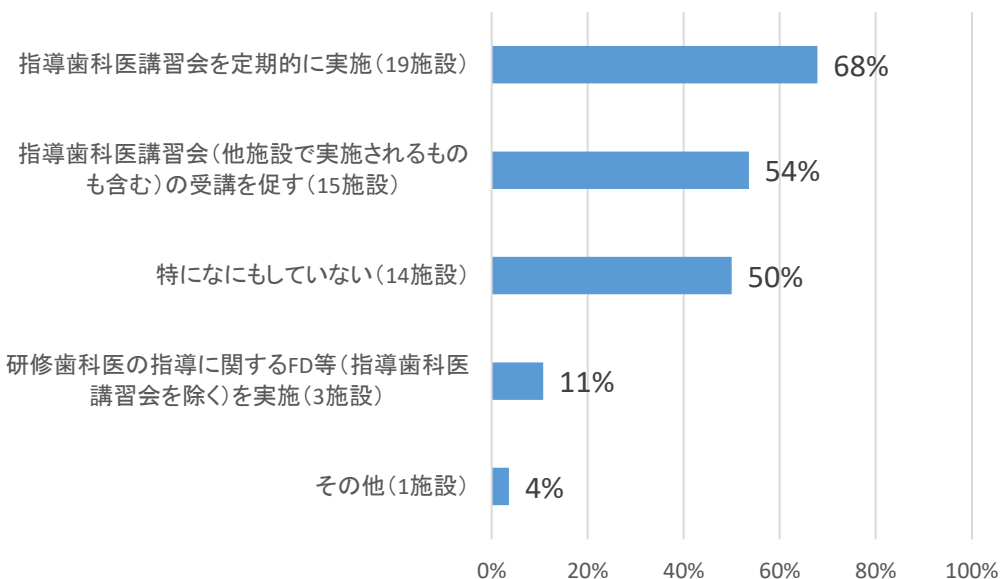
A~pp: 大学病院・附属施設

歯科大学病院、協力型臨床研修施設の指導歯科医への対応

- 指導歯科医講習会を受講していない大学内の指導歯科医に対して、研修歯科医の指導に関するFD講習会などの取り組みをしている歯科大学病院は28施設中3施設(11%)、特になにもしていない施設は28施設中14施設(50%)あった。
- 協力型の指導歯科医に対して、特になにもしていない歯科大学病院が28施設中17施設(61%)であった。指導に関するFD等(28施設中2施設, 7%)や研修管理委員会の機会を利用して説明等を行っている施設もあった。

指導歯科医講習会を受講していない大学内の指導歯科医への対応(回答施設数:28施設、複数回答)

協力型臨床研修施設の指導歯科医への対応(回答施設数:28施設、複数回答)



その他

- ・施設訪問、臨床研修管理委員会での質疑応答等
- ・研修歯科医の去向1ヶ月後に研修歯科医と指導歯科医双方のアンケートを実施し、研修状況を確認している、出向中の研修歯科医にはプログラム責任者が定期的に連絡して状況を確認している、それらの結果を管理委員会で全体に報告し、希望する施設には当該施設のアンケート回答結果を開示している
- ・指導歯科医講習会受講を必須としている。
- ・指導歯科医講習会の受講勧奨
- ・指導歯科医資質向上推進事業に係る講演会を研修管理委員会後に開催
- ・研修管理委員会開催時に必要事項説明・対応
- ・研修管理委員会にて指導等に関して注意事項の伝達、状況を確認のうえ、書面にて周知もしくは別途面談

調査方法: 一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施
 回答施設: 歯科大学(歯学部)附属病院
 又は歯科大学に附属する臨床研修施設
 調査期間: 令和元年8月

事務局案

- 大学病院の指導歯科医について、経過措置を設けたうえで、指導歯科医講習会の受講を必須としてはどうか。
- 大学病院の職員を対象として平日に学内で開催される指導歯科医養成を目的とした研修会等についても指導歯科医講習会の一部として認める等、指導歯科医講習会の柔軟な開催が可能となるようにしてはどうか。

2. 臨床研修施設 4-1 3年連続研修歯科医の受入れがない場合について

○ これまでいただいたご意見(要約)

- ・病院歯科及び診療所の単独型・管理型臨床研修施設に限り、やむを得ない状況があるので、マッチ者がいたにも関わらず受入れがない場合については、受入れがあったとみなしてよいのではないか。
- ・臨床研修施設が研修歯科医を受け入れるための努力をしなくなる可能性がある一方で、3年以上受入れがない場合の取扱いとして、取消し制度があるのはよいのではないか。

事務局案

- 病院歯科及び診療所の単独型・管理型臨床研修施設に限り、マッチ者がいたにも関わらず、国家試験不合格等により受入れがなかった場合については、受入れがあったとみなすこととしてはどうか。
- 単独型・管理型臨床研修施設で3年連続受け入れ実績のない施設のうち、単独型・管理型臨床研修施設としての指定継続を希望する施設に対しては、「指定継続のための計画書」(仮)を提出のうえで指定継続の可否を判断することとしてはどうか。
 - ・「指定継続のための計画書」(仮)は、受け入れがなかった経緯と原因を分析しその対策を含むこととする。

2. 臨床研修施設 4-2 指定取消し後の再指定申請について

○ これまでいただいたご意見(要約)

- ・施設は研修歯科医を受け入れようと努力を続けているが、受入なしの施設なのか、指定を受けるというステータスがほしいだけの施設なのか見極めることも必要。
- ・最終的には個別審査が必要。

参考) 歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令
(指定の基準)

第六条 4 厚生労働大臣は、第四条第一項又は前条第一項若しくは第二項の申請があった場合において、当該病院又は、診療所が次の各号のいずれかに該当するときは、臨床研修施設の指定をしてはならない。

- 一 第十四条の第一項の規定により指定を取り消され、**その取消の日から起算して二年を経過していないこと。**

平成17年6月28日付け 厚生労働省令第103号(改正平成28年1月13日同3号)

事務局案

- 3年連続受け入れがなく、指定取消しをおこなった施設から再指定申請があった際は、新規指定に準じて取り扱うこととし、併せて「再指定のための計画書」(仮)の提出を求めることとしてはどうか。
 - ・「再指定のための計画書」(仮)は指定取消しに至った経緯と原因を分析し、その対策を含むこととする。
- 指定取消し後、再指定までの期間は2年間(現行制度まま)としてはどうか。

2. 臨床研修施設 ⑤ 臨床研修施設の歯科医師の指定基準について

○ これまでいただいたご意見(要約)

- ・「常に勤務する歯科医師」の人員要件を満たしていない施設では、それ以外の要件を満たしていても、現状では研修歯科医を受け入れられない。臨床研修施設としてやる気はあるが、人員要件のみを満たさない施設にもチャンスがあってもよいと思う。
- ・(人員体制が整っていないことは)研修歯科医の不安材料になりかねないので、多少のハードルを付けた状態で指定基準を検討してはどうか。
- ・研修を実施するには医療機関が体力を求められるという側面がある。余り体力がない施設が研修歯科医を受け入れると、今度はそこでいろいろと大変だという話が出かねない。やはり指定基準は、ある程度高めに設定するべきではないか。

臨床研修施設の指定基準

臨床研修施設		研修期間	プログラム責任者	指導歯科医 (*)	常に勤務する 歯科医師	歯科衛生士 又は看護師
単独型	指定	12月	配置	1名以上	3名以上	1名以上 (常に勤務する歯科 医師と概ね同数又は、 当該年度に募集する 研修歯科医と同数)
管理型	指定	連続した 3月以上	配置	1名以上	2名以上	
協力型	指定	連続した 3月以上	管理型に 配置	1名以上	2名以上	
連携型	指定	5日以上 30日以内	管理型に 配置	1名以上	1名以上	
研修協力 施設	登録	合計 1月以内	(規定なし)			

(*) 同時に受入れる研修歯科医数が、指導歯科医数の2倍を超えないこと。

常に勤務する歯科医師であって研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

- 担当分野における研修歯科医ごとの研修の進捗状況を把握・指導・評価。
- 研修歯科医の指導又は業務に関わった者と、十分情報を共有し、各職員の評価を把握した上で、評価を行う。
- 研修歯科医と十分意思疎通を図り、実際の状況と評価に乖離が生じないように努める。
- 適宜、研修歯科医の評価をプログラム責任者に報告。

歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について
平成17年6月28日付け医政発0628012医政局長通知（一部改正 平成28年 医政発0223第5号）

2. 臨床研修施設 ⑤ 臨床研修施設の歯科医師の指定基準について

事務局案

- 指導歯科医を除き、現行の「常に勤務する歯科医師」については、週1日以上勤務する歯科医師で常勤換算し、各臨床研修施設において必要な歯科医師が配置され、かつ、研修歯科医が研修を行う日においては各臨床研修施設において必要な歯科医師数が配置されていることとしてはどうか。

管理型・協力型における指導歯科医と歯科医師の員数例

現行制度

	月	火	水	木	金	土	日	
研修歯科医 (2名まで)	□	□	□	休	□	□	休	
指導歯科医A	○	○	○	休	○	○	休	常に勤務する 歯科医師
上級医B	●	●	●	×	●	●	×	常に勤務する 歯科医師
上級医C	×	×	×	×	●	●	×	(週2勤務)
歯科医師(研 修歯科医含ま ず。)の員数	2	2	2		2	2		(名)

「週2日、週3日勤務の歯科医師」2名で 常勤1名と換算する場合

	月	火	水	木	金	土	日	
研修歯科医 (2名まで)	□	□	□	休	□	□	休	
指導歯科医A	○	○	○	休	○	○	休	常に勤務する 歯科医師
上級医B	●	●	●	×	×	×	×	(週3勤務)
上級医C	×	×	×	×	●	●	×	(週2勤務)
歯科医師(研 修歯科医含ま ず。)の員数	2	2	2		2	2		(名)

「週2日、週3日勤務の歯科医師」2名だが 常勤1名と換算しない場合

	月	火	水	木	金	土	日	
研修歯科医 (2名まで)	□	□	□	休	□	□	休	
指導歯科医A	○	○	○	休	○	○	休	常に勤務する 歯科医師
上級医B	●	●	●	×	×	×	×	(週3勤務)
上級医C	●	×	×	×	●	×	×	(週2勤務)
歯科医師(研 修歯科医含ま ず。)の員数	3	2	2		2	1		(名)

「週1日、週2日、週3日勤務の歯科医師」3名で 常勤1名と換算する場合

	月	火	水	木	金	土	日	
研修歯科医 (2名まで)	□	□	□	休	□	□	休	
指導歯科医A	○	○	○	休	○	○	休	常に勤務する 歯科医師
上級医B	●	●	●	×	×	×	×	(週3勤務)
上級医C	●	×	×	×	●	×	×	(週2勤務)
上級医D	×	×	×	×	×	●	×	(週1勤務)
歯科医師(研 修歯科医含ま ず。)の員数	3	2	2		2	2		(名)

土曜日は指導歯科医1名のみの体制になっている

2. 臨床研修施設 ⑥ 病床を有さない診療所の指定基準

◆ 課題と論点

- ・病床を有さない診療所(歯科診療所)が、単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の申請するに当たっては、協力型臨床研修施設等として、原則として2年以上連続して臨床研修の実績があることが必要となっている。
- ・歯科大学の協力型臨床研修施設数は多くなり、必ずしも2年連続で研修歯科医を受け入れることができるとは限らない。臨床研修施設における歯科診療所を拡大する観点から見直しを検討してはどうか。

○ これまでいただいたご意見(要約)

- ・無床診療所は、単独型管理型になるために、少なくとも2年間は協力型をやらないと再申請できず、2年連続の実績を挙げなければいけないのは、結構ハードル高い。

(参考)

病床を有さない診療所においては、臨床研修施設群の協力型臨床研修施設又は従前の複合研修方式の従たる施設として指定を受けており、**原則として2年以上連続して臨床研修の実績があること。**

歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について
平成17年6月28日付け医政発0628012医政局長通知(一部改正 平成28年 医政発0223第5号)

事務局案

- 申請する直近の5年間に於いて2年以上の臨床研修の実績があることとしてはどうか。(必ずしも、2年連続を要件としない取り扱いとする。)

3. 指導体制 ① 指導歯科医の更新制・指導歯科医講習会のあり方

○ これまでいただいたご意見(要約)

- ・指導歯科医の要件として指導歯科医の更新制を導入してはどうか。
- ・更新期限は5年ぐらいが妥当ではないか。
- ・指導歯科医更新のため講習会は、受講者を集めるのが難しいかもしれない。
- ・指導歯科医(更新)講習会の受講はe-learningを認めてはどうか。
- ・現行の大学教育内容を理解できるような内容を盛り込むべき(各大学の特徴的な教育プログラムの紹介等を含む)。
- ・指導歯科医講習会は、コミュニケーションやプロフェッショナリズムなど、一緒に話し合ってみないと分からないというようなものを取り入れていくような形式が望ましい。

事務局案

- 指導歯科医については、経過措置を設けた上で5年毎の更新制を導入することとしてはどうか。
 - ・内容、期間、e-learningの導入等具体的な受講方法等については引き続き検討
- これまでの本WGの議論を踏まえ、初回の指導歯科医講習会の受講方法や内容等についても見直しを行ってはどうか。

3. 指導体制 ② プログラム責任者の配置について

◆ 課題

- ・歯科医師臨床研修のプログラム責任者はプログラム責任者講習会の受講が必須ではないが、医師臨床研修においては平成30年の制度改正に伴い、プログラム責任者講習会の受講が必須になった。
- ・指導歯科医講習会を受講して数年経過した指導歯科医がプログラム責任者講習会を受講しているが、特に大学病院においては必ずしもプログラム責任者や副プログラム責任者になっている訳ではない。

(3) プログラム責任者

ア プログラム責任者は、臨床研修を行う病院（臨床研修協力施設を除く。）の常勤の医師であって、指導医及び研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

(ア) プログラム責任者は、研修プログラムごとに1人配置されることが必要であるが、研修実施責任者及び指導医と兼務することは差し支えないこと。

(イ) 「指導医及び研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、原則として、7年以上の臨床経験を有する者であって、プライマリ・ケアを中心とした指導を行うことのできる経験及び能力を有しているものをいうものであること。この場合において、臨床経験には臨床研修を行った期間を含めて差し支えないこと。

(ウ) プログラム責任者は、プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していること。

(エ) プログラム責任者は、研修プログラムの実施を管理し、適切な指導体制の確保に資するための講習会を受講していること

4 プログラム責任者について

平成32年3月31日以前よりプログラム責任者であった者については、平成35年3月31日までの間に限り、前述第2の6(3)ア(エ)の規定を適用しないこととする。

歯科医師臨床研修におけるプログラム責任者の要件

(3) プログラム責任者

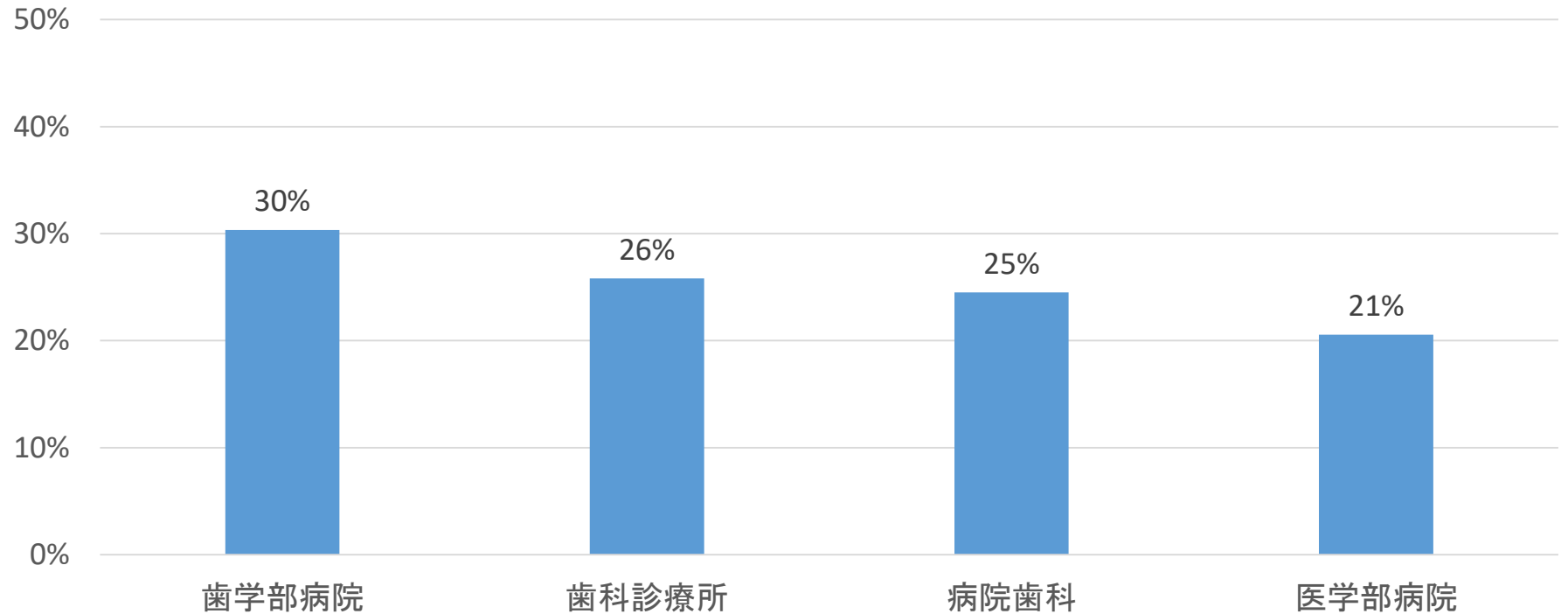
- ア 単独型または管理型の常勤の歯科医師であって、指導歯科医及び研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの（指導歯科医の要件を満たす者）であり、基本的・総合的診療についての指導を行うことのできる経験及び能力を有しているものでなければならないこと。
- イ プログラム責任者は、次に掲げる事項等研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修歯科医に対する助言、指導その他の援助を行うこと。
 - (ア) 研修プログラムの原案を作成すること。
 - (イ) 定期的に、さらに必要に応じて随時研修歯科医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握・評価し、研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の終了の時までに、修了基準に不足している部分についての研修が行えるように、全ての研修期間を通じて研修歯科医の指導を行うとともに、研修プログラムの調整を行うこと。
 - (ウ) 研修歯科医の臨床研修の休止に当たり、研修休止の理由の正当性を判定すること。
 - (エ) 研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の終了の際に、研修管理委員会に研修歯科医ごとの到達目標の達成状況を報告すること。
- ウ **プログラム責任者講習会を受講することが望ましいこと。**

歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について

平成17年6月28日付け医政発0628012医政局長通知（一部改正 平成28年 医政発0223第5号）

プログラム責任者講習会受講者がいる研修プログラムの割合

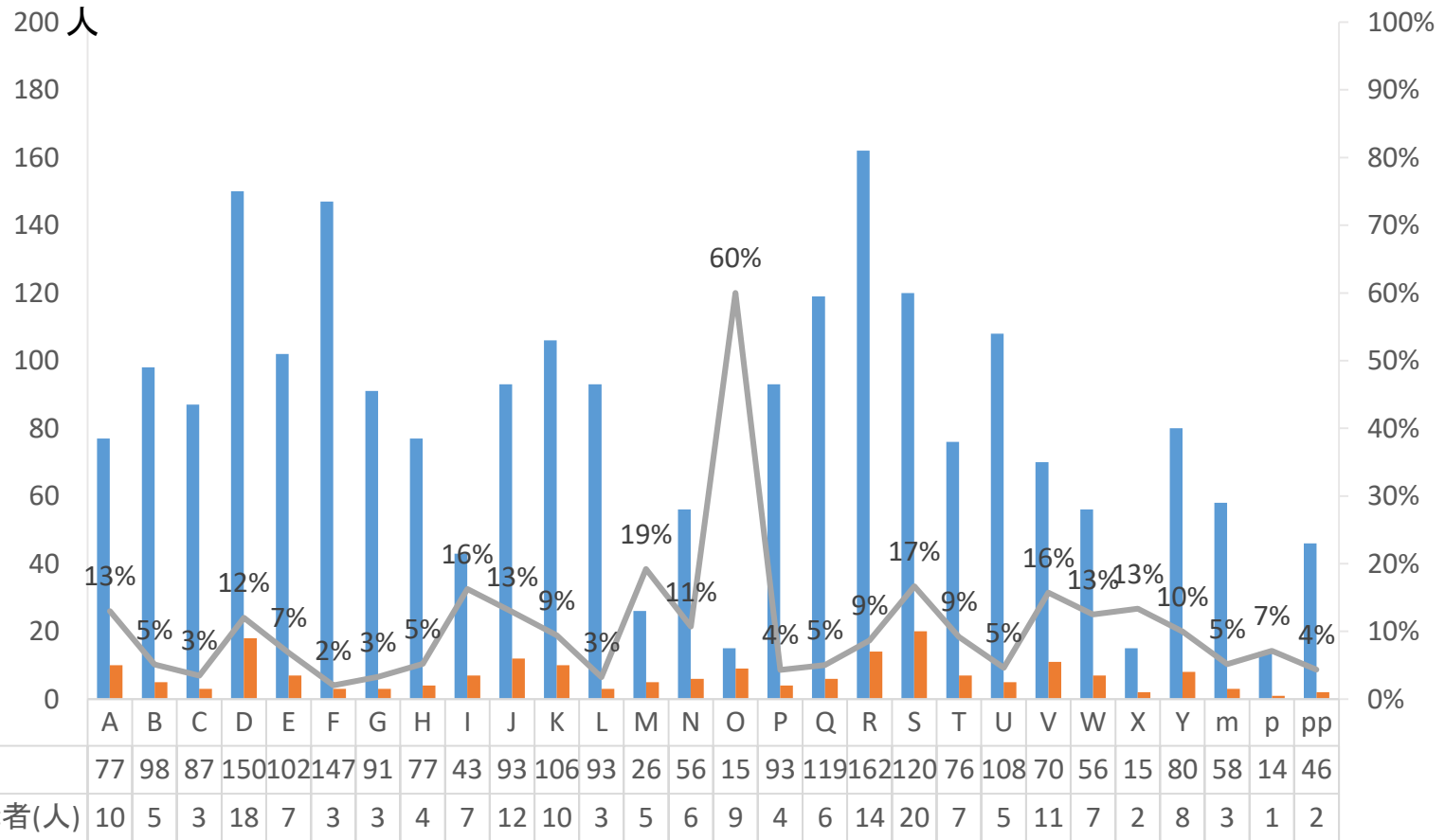
○ 全ての研修プログラム数に対するプログラム責任者講習会受講者がいるプログラム数の割合は、歯学部病院で30%、歯科診療所で26%、病院歯科で25%、医学部病院で21%であった。



プログラム数	89	93	151	73
プログラム責任者講習会受講者がいるプログラム数	27	24	37	15

歯科大学病院におけるプログラム責任者講習会受講者の状況

○ 指導歯科医のうちプログラム責任者講習会を受講していた者は指導歯科医全体で10%であったが、施設によってばらつきがみられた。



調査方法: 一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施
 回答施設: 歯科大学(歯学部)附属病院
 又は歯科大学に附属する臨床研修施設
 調査期間: 令和元年8月

A~pp: 大学病院・附属施設

(医政局歯科保健課調べ)

3. 指導体制 ② プログラム責任者の配置について

事務局案

- 現在、プログラム責任者は、「プログラム責任者講習会を受講することが望ましい」とされているが、経過措置を設けた上で、単独型または管理型のプログラム責任者は、プログラム新設後5年以内にプログラム責任者講習会を受講することとしてはどうか。
- 研修管理委員会は、プログラム責任者講習会の受講者を研修プログラムの中でより活用できるように促すこととしてはどうか。